

釜石市復興推進計画（商業特区）における対象業種一覧

1 復興特区法第2条第3項第2号のイの復興推進事業

対象業種一覧（日本標準産業分類第12回改定）

大分類	中分類	小分類	細分類	項目	例示
D	7	—	—	職別工事業（設備工事業を除く）	大工工事業、とび・土木・コンクリート工事業、鉄骨・鉄筋工事業、石工・れんが・タイルブロック工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、床・内装工事業、その他の識別工事業
	8	—	—	設備工事業	電気工事業、管工事業
H	43	—	—	道路旅客運送業	乗合バス業、ハイヤー業、タクシー業、福祉タクシー業、貸切バス業、特定旅客自動車運送業
	44	—	—	道路貨物運送業	一般貨物自動車運送業
I	51	—	—	繊維・衣服等卸売業	繊維品卸売業、衣服卸売業、寝具類卸売業、靴・履物卸売業、かばん・袋物卸売業
	52	—	—	飲食料品卸売業	農畜産物・水産物卸売業、食料・飲料卸売業
	53	—	—	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	建築材料卸売業、化学製品卸売業、石油・鉱物卸売業、鉄鋼製品卸売業、非鉄金属卸売業、再生資源卸売業
	54	—	—	機械器具卸売業	産業機械器具卸売業、自動車卸売業、電気機械器具卸売業、その他の機械器具卸売業
	55	—	—	その他の卸売業	家具・建具・じゅう器等卸売業、医薬品・化粧品等卸売業、紙・紙製品卸売業、金物卸売業、スポーツ用品卸売業
	56	—	—	各種商品小売業	百貨店・総合スーパー、ミニスーパー（衣、食、住にわたって小売するもの）
	57	—	—	織物・衣服・身の回り品小売業	呉服・服地・寝具小売業、男子服小売業、婦人・子供服小売業、靴・履物小売業、その他の織物・衣服・身の回り品小売業
	58	—	—	飲食料品小売業	各種食料品小売業、野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業、酒小売業、菓子・パン小売業、その他の飲食料品小売業
	59	—	—	機械器具小売業	自動車小売業、自転車小売業、電気機械器具小売業（中古品を除く）、中古電気製品小売業
	60	—	—	その他の小売業	家具・建具・畳小売業、医薬品・化粧品小売業、燃料小売業、書籍・文房具小売業、写真機・時計・眼鏡小売業
J	62	622	6221	普通銀行	都市銀行、地方銀行、第二地方銀行協会加盟の地方銀行、インターネット専業銀行
			6222	郵便貯金銀行	ゆうちょ銀行
	63	—	—	協同組織金融業	信用金庫、労働金庫、農業協同組合（金融上の便益のみを提供）
	64	641	—	貸金業	消費者向け無担保貸金業者、消費者向け有担保貸金業者、事業者向け貸金業者
	67	—	—	保険業（保険媒介代理店業、保険サービス業を含む）	生命保険業、損害保険業、共済事業・少額短期保険業、保険媒介代理業、保険サービス業
K	68	—	—	不動産取引業	建物売買業、土地売買業、不動産代理業・仲介業
	69	693	—	駐車場業	駐車場業、ガレージ業、自動車庫業、モータープール業、駐車場管理業
	70	704	—	自動車賃貸業	レンタカー業、自動車リース業
			7092	音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）	レンタルビデオ業、レコード賃貸業、ミュージックテープ・CD賃貸業
			7093	貸衣しょう業（別掲を除く）	貸衣しょう業（映画・演劇用を除く）、レンタルブティック
7099	他に分類されない物品賃貸業	貸テレビ業、貸本屋、貸楽器業、貸美術品業、貸ピアノ業、医療・福祉用具賃貸業			
L	72	—	—	専門サービス業（他に分類されないもの）	法律事務所、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所、行政書士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所
	74	741	—	獣医業	獣医業、家畜診療所、動物病院、ペットクリニック
		742	—	土木建築サービス業	建築設計業、測量業
		746	—	写真業	写真撮影業、写真館、商業写真業、宣伝写真業、出版写真業、広告写真業、芸術写真業
M	77	—	—	持ち帰り・配達飲食サービス業	持ち帰りすし店、持ち帰り弁当屋、クレープ屋、移動販売（調理を行うもの）、宅配ピザ屋、仕出し料理・弁当屋

N	78	—	—	洗濯・理容・美容・浴場業	クリーニング業、クリーニング取次所、理容業、美容業、銭湯業、エステティック業、コインランドリー業
	79	791	—	旅行業	第一種旅行業、第二種旅行業、第三種旅行業、旅行業者代理業
		796	—	冠婚葬祭業	葬儀屋、葬儀会館、結婚式場業、冠婚葬祭互助会
		799	7999	他に分類されないその他の生活関連サービス業	観光案内業（ガイド）、ペット美容室、運転代行業、チケット類売買業、宝くじ売さばき業
	80	801	—	映画館	映画館、映画劇場、野外映画劇場、映画館賃貸業、ミニ・シアター、ビデオ・シアター
		806	—	遊戯場	ビリヤード場、囲碁・将棋所、ゲームセンター
		809	—	その他の娯楽業	カラオケボックス、プレイガイド
O	82	823	—	学習塾	学習塾（各種学校でないもの）、進学塾（各種学校でないもの）、予備校（各種学校でないもの）
P		824	—	教養・技能教授業	音楽教授業、書道教授業、生花・茶道教授業、そろばん教授業、外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業
Q	83	—	—	医療業	病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、歯科技工所
	85	—	—	社会保険・社会福祉・介護事業	保育所、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業
R	89	—	—	自動車整備業	自動車整備業
	90	—	—	機械等修理業（別掲を除く）	機械修理業（電気機械器具を除く）、電気機械器具修理業、表具業
	92	922	—	建物サービス業	ビルメンテナンス業、住宅消毒業、ビル清掃業、建築物飲料水管理業、建築物清掃業、建築物排水管清掃業
		923	—	警備業	警備業、警備保障業
	929	9293	—	看板書き業	看板屋（看板書きを行うもので単純な加工を行うものを含む）

※上記の業種のうち、07 職別工事業（設備工事業を除く）、08 設備工事業、44 道路貨物運送業、742 土木建築サービス業、89 自動車整備業については鶴住居地区に限る。

※上記の業種のうち、岩手県産業再生復興推進計画（岩手第2号：平成24年3月30日認定）の対象となる業種を除く。

※上記の業種のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定による規制（同法第33条第1項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業を除く。）の対象となる業種を除く。

2 復興特区法第2条第3項第2号の口の復興推進事業

対象事業者	貸店舗又は貸事務所を建築し賃貸する事業者
-------	----------------------

税制上の特例を受けるには、貸店舗・貸事務所として整備した建築物が次に掲げる1、2要件を満たすことが必要です。

- 1 耐火建築物であること。
- 2 次に掲げる要件のいずれかを満たすことが必要です。
 - ア 延べ面積が1,500㎡以上であること。
 - イ 地上階数が3階以上であり、かつ、避難の用に供することができる屋上広場が設けられていること。
 - ウ 建築物を施行する土地の区域内において整備される公共施設（道路、公園その他の公共の用に供する施設をいう。）の用に供される土地の面積の占める割合が30%以上であること。
 - エ 建築物を施行する土地の区域内において整備される避難施設、駐車場その他の地域の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額が5,000万円以上であること。